

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。  
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

## 関係事業主 殿

令和7年1月1日

(登録番号: 第10号 有効期間: 令和11年3月30日)

長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会  
(一社) 上小労働基準協会  
各労働基準協会

# 玉掛け技能講習

## 開催のご案内

労働安全衛生法第61条 施行令第20条では、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け(ワイヤーロープやチェーンその他の玉掛け用具を用いて、荷を吊るために行う荷掛けおよび荷外しの作業)の業務に従事する者は、所定の技能講習を修了した資格者でなければならないことになっています。

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、この資格を取得する講習を下記により開催いたしますので、関係者は是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 受講資格区分 (玉掛け技能講習規程第4条に係る特例は適用いたしません)

受講資格区分	資格の内容	免除科目
A 免許等所持者	◇クレーン運転士、クレーン運転士(床上運転式限定)、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)(床上運転式限定) 以上の免許所持者 ◇床上操作式クレーン(5トン以上)運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者 (特別教育は除く)	講習科目の一部 (玉掛けに必要な力学に関する知識)の免除
B A以外の人		

#### 2. 講習月日・会場・締切日・定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催月日	令和7年3月4日(火)-5日(水)-6日(木) ※天候(雷雨等)により実技講習を延期する場合があります。	資格区分Aの人は 1日目の午後及び2日目・3日目の2日半 資格区分Bの人は3日間受講のこと
受付時間	第1日目の受付は、区分Bの人は8時40分から、区分Aの人は12時40分からになります。	
会場	上小トラック研修会館 上田市殿城581-6	
締切日	令和7年2月13日(木)	定員 40名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

#### 3. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります。)  
(2) 提出書類 ※下記①②を申込時に必ず提出して下さい。外国籍の方は③も貼付して下さい。

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付用) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上)(顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限ります。
外国籍の方のみ③旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書 いずれかの写し	氏名が記載されている頁の写しを、講習受講申込書裏面の貼付欄に糊づけして下さい。

4. 受講料 (消費税含む) 区分Aの人1名 20,900円 [内訳: 本体19,000円 消費税(10%)1,900円]  
区分Bの人1名 22,000円 [内訳: 本体20,000円 消費税(10%)2,000円]  
※区分Aの方は申込受付時に必ず免許証等の写しを提出して下さい。

5. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要)「玉掛作業者必携テキスト」※テキスト代は価格改訂される場合があります。  
1冊 1,705円 [内訳: 本体 1,550円 消費税 (10%) 155円]

## 6. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には3日目の修了式で修了証をお渡しします。

なお、2月26日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。)また、満18歳未満の方には、満18歳に到達した時点で修了証を郵送いたしますのでお含みおき願います。

## 7. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具 (鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)、電卓(携帯電話、スマホは使用禁止)携行のこと。  
3日目は実技のため、筆記用具、電卓(携帯電話、スマホは使用禁止)携行のほか、作業しやすい服装で安全靴、保護帽(ヘルメット)、皮手袋(軍手)を整えて出席して下さい。  
※お貸し出来ませんので各自必ずお持ち下さい。
- (2) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (3) 申し込み受付後の取消しは2月25日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

## 8. 講習時間・科目・講師

	期	時間	講習科目	講師	
学科講習	第一日目	8:55～	オリエンテーション	(一社)長野県労働基準協会連合会 講師 荻原 幸則	
		9:00～12:00	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識		
		13:00～14:00	クレーン等に関する知識		
		14:00～17:00	クレーン等の玉掛けの方法 一般的作業方法 玉掛け用具 基本動作 合図の方法		
実技講習	第二日目	9:00～10:00	関係法令		
		10:00～12:00	クレーン等の玉掛けの方法		
		13:00～15:00	一般的作業方法 玉掛け用具 基本動作 合図の方法		
		15:00～16:00	クレーン等運転のための合図		
		16:00～17:00	学科試験		
実技講習	第三日目	8:30～11:30	質量目測 玉掛け用具の選定 基本作業 応用作業		荻原 幸則
		12:15～15:15		シチズンマシナリー(株) 伴野 二郎 氏	
		15:15～17:00	実技試験	(一社)長野県労働基準協会連合会 教育推進部部长 労働安全コンサルタント 廣瀬 謙治	
		17:00～(予定)	修了式		

## 9. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」等の助成金が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)詳細につきましては

**長野労働局職業安定部 訓練課 (TEL026-226-0862) までお問い合わせください。**

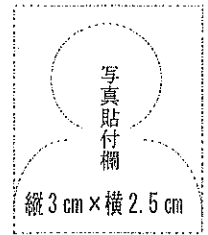
助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに110円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。(注: 必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

## 10. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。
- (2) 昼食を持参して下さい。(近隣には商店・飲食店がございません)

(修了証に使用します)

留意事項	1. 受講区分Aの方は、免許証等の表と裏(同一面に免許証等名と氏名が記入されているものはその面だけでよい)の写を申込書の受講区分欄に糊で貼付すること。 2. 外国籍の方の氏名は、旅券又は在留カード等に記載されている氏名を記入すること。 3. 個人で申し込まれる方は、事業主職氏名欄に署名をして、現住所枠の下段に日中連絡の取れる電話番号を記入すること。 4. 申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入願います。※欄は記入しないこと。 太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入すること。
------	---



3月4日・5日・6日 上田市会場

## 玉掛け技能講習受講申込書

申込前に写真の再確認をお願いします。

- 顔が大きすぎませんか
- 背景無地・加工不可
- 鮮明で傷はありませんか

講習最終日に満18才に満たない者は、生年月日欄の満18才未満を○で囲んで下さい。

フリガナ			昭和・平成				
氏名		生年月日	年 月 日生			※協会名	※区分
※字体等不明瞭な場合は後日交付になります。送料はご負担ください。				※満18歳未満		上	小
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む)				有 / 無		国籍	
併記を希望する氏名又は通称						※外国籍の方のみご記入下さい。	
現住所	〒	—	—	—	—	労働基準協会会員関係	加入されている労働基準協会名を〔〕内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。
〒番号必須			都・道・府・県			[ ]	労働基準協会・会員外

※個人で受講される方のみ日中連絡がとれる電話番号ご記入ください。

受 講 区 分 (A該当者の免許証等の添付欄) (この部分にのりを付けて貼付して下さい、A以外の方はBを○で囲んで下さい。)

A	(取得資格を○で囲み免許証等の表と裏(同一面に免許証等名と氏名が記載されているものはその面だけでよい) コピーを上を受講区分欄に貼付して下さい。)(複数取得している場合は1種類でよい。)	B
	クレーン運転士免許(床上限定含む) デリック運転士免許 移動式クレーン運転士免許 揚貨装置運転士免許 クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定・床上運転式限定含む)	A以外
	小型移動式クレーン運転技能講習修了 床上操作式クレーン(5トン以上)運転技能講習修了	の人

上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

〒 —

事業場所在地	申込担当者所属
事業場名	" 氏名
事業主職氏名	TEL ( ) ( )
	FAX ( ) ( )

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿 ★ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習修了の履歴、修了証の発行を行うもので、個人情報保護法により当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

※協会使用欄 ⑤A20,900・ ⑥B22,000・ ⑦1,705・ ⑧× ⑨入 受講月日 領収者 受講No.

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

## 玉掛け技能講習受講票

初日は8時55分からオリエンテーションを行います  
※天候(雷雨等)により突技講習を延期する場合があります。

※協会名	※区分	※受講No.	受講者氏名	講習月日 R7年3月4日・5日・6日
上	小			講習会場 上小トラック研修会館

※1日目と2日目は8時40分から、3日目は8時10分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。Aの方は1日目は12時40分から受付します。  
※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※1日目	※2日目	※3日目	
------	------	------	--

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。  
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

旧姓及び通称の記載を希望する方及び外国籍の方へ

技能講習修了証の氏名欄に旧姓及び通称の記載を希望する受講者は申込書への希望の有無を記入し、次のいずれかの写しを下記欄に貼付下さい。

旧姓＝戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等  
通称＝住民票等

旧姓・通称記載希望の方

・旧姓及び通称の併記に伴う必要書類等写し貼付欄  
(糊づけしてください)

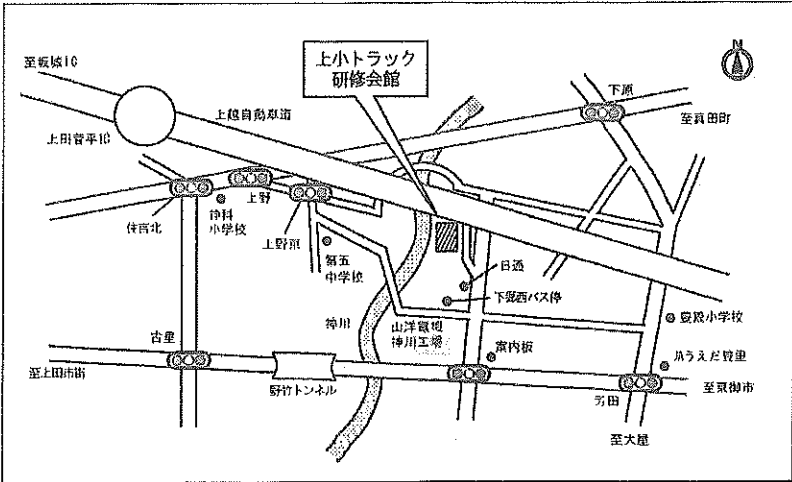
外国籍の方

・旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書のいずれかの写し貼付欄  
(糊づけしてください)

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館3階301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ <a href="http://www.naganoroukiren.or.jp">http://www.naganoroukiren.or.jp</a>	026-223-0280・223-0277

会場案内図



**上小トラック研修会館**  
 所在地: 上田市殿城 581-6  
 交通案内: JR 上田駅前発 上田バス  
 赤坂～豊殿線 下郷西下車  
 徒歩 10分  
 当日の緊急連絡先:  
 (一社)上小労働基準協会 携帯  
 080-8450-1523